

地域福祉保健計画に基づく 「市民主体の身近な施設整備」の支援制度のご紹介について

地域福祉保健計画（地区別計画）に基づく「市民主体の身近な施設整備」の支援制度を令和5年度より開始しました。制度概要を記載したチラシを作成しましたので情報提供いたします。

施設整備をきっかけに、地域の皆様で取り組む身近な課題解決につなげていくとともに、地域の活動がより広がっていくことを目指していますので、ぜひ、この制度をご活用ください。

1 制度の概要

（1）対象となる取組

地域福祉保健計画（地区別計画）に基づく取組

（2）対象となる団体

自治会町内会（連合や単会）のような地域活動を行う組織

（3）支援の内容

ア まちづくり活動支援

- ・事前相談：区役所や地域まちづくり課の職員が相談に応じます
- ・グループ登録後：団体へのまちづくり専門家の派遣、専門家によるアドバイス等

イ 施設整備

- ・施設整備にかかる費用 最大100万円（9割助成）
例：交流施設のスロープや手すり、子ども食堂のためのキッチン整備など

2 支援と整備の流れ

事前相談→グループ登録→整備に向けた検討→整備費の交付申請→整備

- ・整備費の交付申請を行った場合は、その年度内で整備する必要があります。
- ・本制度は次年度以降も継続を予定していますので、次年度での整備も可能です。
なお、次年度の整備をご検討中であっても、今からの相談が可能です。

<参考>

支援制度の詳細は、横浜市ホームページに掲載

身近な施設整備 横浜市

検索



担当：都市整備局地域まちづくり課 大嶽、大橋
Tel 045-671-2696

地域で考えた 身近な取組を支援します

横浜市では、地域の皆様で取り組む身近な課題解決のための施設整備を応援します。

どんな支援があるの？

助成
上限 **100** 万円(9割助成)

スロープや手すりを
整備して誰でも来られる
交流施設にしよう

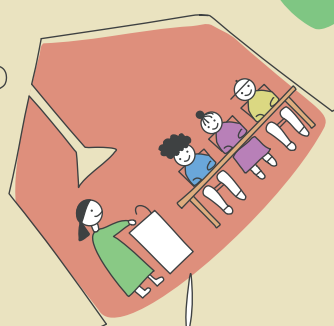
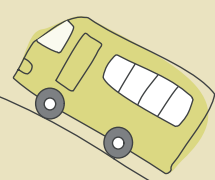


対象となる団体は？

自治会町内会などの
地域活動を行う組織

※支援にあたりグループ登録していただきます。

みんなの憩いの場に
花壇を整備したい



空き家の**キッチン**
を整備して、子ども食堂
として活用したい

どんな取組が対象なの？

地域福祉保健計画など
区と地域で策定されたプランの取組

道に愛称をつけて
看板を設置しよう



坂の途中で
一休み出来る
ベンチが欲しい

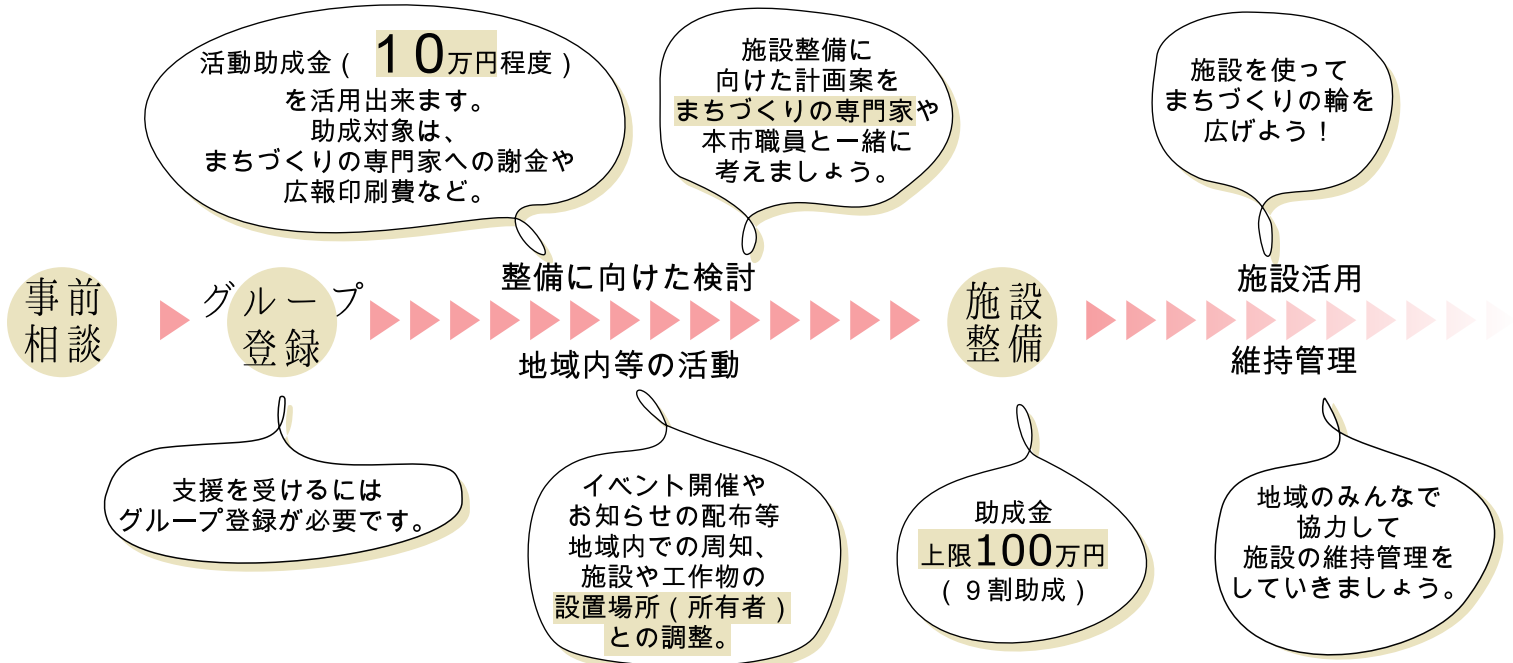


**随時
相談受付中**



詳しくは
ホームページへ

支援と整備の流れ



整備地区インタビュー

〈令和3年度の整備事例〉
事業内容：道の愛称板等の整備
(神奈川区六角橋)
助成額：約50万円

整備のきっかけは？

我々の地区が古い住宅が密集している重点対策地域（不燃化推進地域）ということが判ったが、昔はあった目印になるような商店などが無くなり、場所の特定や説明に時間が掛かったため、災害時などいざという時に自分の居場所を伝えられるように。また、パリではすべての通りに名前があり、その通りで育ったという自負がある。絶対に通りに名前があった方が良いという事でプロジェクトが始まった。

具体的な整備方法は？

愛称については、町内のあらゆる場所に投票箱を設置して地域住民に投票していただいたり、プレートデザインを小、中学生にお願いするなど地域住民を巻き込んだ。

まちづくり活動は、どのように広がっていますか？

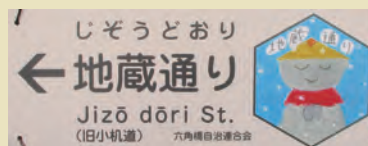
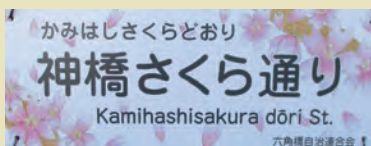
「教会通り」と名付けられたことから教会でコンサートを開催したり、「神橋さくら通り」では植樹イベントなど緑化、防災など地域で連携した活動が広がっており、今後は地域内の単位町会でも同様の愛称決めが検討されている。令和元年度に六角橋北町自治会で実施した3つの坂は、すでにゼンリン地図にも掲載されており、4つの通りもGooglemapに載ったり、タクシーに乗ったらわかってもらえるくらい浸透させていきたい。



わが町六角橋の愛称プロジェクト
左：岩崎さん 右：森さん



令和4年度インタビュー時点



市民主体の身近な 施設整備支援

市民主体の身近な施設整備支援に関するお問い合わせは、都市整備局地域まちづくり課まで

TEL : 045-671-2696

E-MAIL : tb-suisinjorei@city.yokohama.jp